

# 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会における議論の整理のポイント

## I 地域生活支援の在り方に関する議論の整理

### 1 地域生活を支える体系の在り方

- (1) 地域生活を支えるサービス体系（住・生活・活動等）の基本的な視点
- 障害のある人もない人も、地域で共に暮らし、共に働く社会を目指すべき。
  - 住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護などの障害者が地域で暮らす際の広範なニーズを踏まえ、施設の在り方も含め、サービス体系全体を再検討する。
  - 施設から地域生活への円滑な移行支援のための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続、維持するため、入所施設サービスから地域生活支援サービスへと財源の比重を移すことが必要。
- (2) 住居支援
- 民間アパートや公営住宅で安心して暮らすことができるよう、障害者や家主に対して緊急時に対応できる地域の支援体制を推進すべき。
  - 障害程度やライフステージに応じて必要なサービスを提供できる新しいタイプのグループホームの類型を検討。
- (3) 居宅生活支援
- ① ホームヘルプサービス
    - 地域によってサービスの利用量に大きな格差があることから、サービスの底上げを図ることが必要。
  - ② ガイドヘルプサービス
    - 事前に支給決定が必要な支援費制度では臨機応変に応えられない面があることを踏まえ、社会参加を支援する事業者等を活用するなど柔軟な仕組みを検討。
  - ③ 視覚・聴覚障害者等の情報・コミュニケーション支援
    - 就労・就学・在宅での支援を一層推進すべきであり、手話等の支援の拡

充と、人材の育成・確保が重要。

④ 就労支援

- 授産施設等から企業等での就労への円滑な移行が可能となるよう、地域における就労支援機能の充実等、一連の就労支援システムの構築を検討。

## 2 サービスを適切に供給するシステムの在り方

(1) ケアマネジメントの必要性

- 地域生活を総合的に支援するため、ケアマネジメントの制度化の方向で検討（利用の義務づけや強制することがあってはならない）。また併せてセルフケアマネジメントの仕組みも導入すべき。

(2) 権利擁護等の在り方について

- 地域での暮らしを支援するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの事業の活用促進方策を検討。
- 障害者の虐待等の権利侵害に対する防止や救済の仕組みを検討。

## 3 サービス供給を支える基盤の在り方

(1) 人材の育成・確保について

- 第三者評価や苦情解決の仕組みの強化を検討。
- 多様な主体によるサービス提供や多様な支払い方式を検討。

(2) 財源・利用者負担等の在り方

- どのような支援が必要で、そのためにはどれくらい費用が必要なのかについて、社会的合意が必要。
- 支援費制度の運営状態を踏まえた上で、利用条件や単価設定を見直し、より効率的にサービスが提供できる仕組みを検討。
- 利用者負担については、扶養義務者負担の見直しとともに、現行の障害基礎年金等の給付水準など障害者の負担能力を配慮しつつ、施設入所の場合と在宅とのバランスや受けたサービスの量とのバランスを踏まえた適正な負担の在り方を検討。

## II 国庫補助基準及び長時間利用サービスの在り方に関する議論の整理

### 1 ホームヘルプサービスに係る国庫補助基準について

- 国として必要なホームヘルプサービスを確保するため、十分な財源確保を図る責務があるが、今日の厳しい財政状況下では、サービス水準の低い地域の底上げを図る観点から、サービスの進んでいない市区町村に国庫補助金を手厚く配分することは、やむを得ない。
- なお、高い水準のサービスを提供してきた市区町村の補助金を削り、サービス水準の低い市町村に振り向けることは、地域生活支援の充実、「施設から地域へ」という理念に反しており、納得できないとの強い意見があった。
- 今後、よりきめ細やかな障害種別等の区別の必要性等を含め、速やかに見直しを進めるべき。

### 2 長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

#### (1) 17年度の対応について

- 費用について一定の制約を考慮しつつ、障害者が地域で暮らすために必要なサービスの質と量を確保する観点からの検討が必要。
- 例えば、一月当たり相当量を超えるサービス提供については、包括的な報酬体系の導入といった選択肢が考えられるが、現時点では判断できないため、今後、具体的な内容を吟味しながら、導入の是非を含め、検討。

#### (2) 今後の長時間利用サービスの在り方について

- 長時間利用サービスを必要とする障害者については、その特性に応じたきめ細やかなサービスを提供することが必要。
- 現に長時間サービスを利用している障害者を大別すると、以下のような類型や、類型別のサービスの在り方が考えられるのではないか。

1. 生命・身体の維持等に重大な支障が生じるため、長時間の継続したサービスを利用する者
  2. 上記以外で長時間サービスを利用している者
- 1の類型について、生命・身体の維持等に関する医療・介護などのサービスが一体的に提供されるサービスの在り方、日々サービスの内容や量が変動しても一定範囲の費用で賄われるような報酬の在り方等を検討。
  - 2の類型について、事前に支給決定が必要な支援費制度では臨機応変に応えられない面があることを踏まえ、社会参加を支援する事業者等の活用など柔軟な仕組みを検討。